

日吉管内社会体育施設及び学校体育施設について

日吉管内社会体育施設一覧

名称	位置
南丹市日吉広野野球場	南丹市日吉町上胡麻広野 55 番地
南丹市日吉五ヶ荘野球場	南丹市日吉町四ツ谷室堰 3 番地外
南丹市日吉殿田運動場	南丹市日吉町殿田旭山 3 番地 2 外
南丹市日吉総合運動広場	南丹市日吉町胡麻向大戸 4 番地 3 外
南丹市日吉興風体育館	南丹市日吉町田原湊谷口 37 番地
南丹市日吉アーチェリー射場	南丹市日吉町胡麻向大戸 1 番地
南丹市日吉ユースホール	南丹市日吉町胡麻向大戸 4 番地 1
南丹市日吉野外ステージ	南丹市日吉町胡麻向大戸 4 番地 1
南丹市日吉はーとびあ体育館	南丹市日吉町保野田垣ノ内 11 番地

日吉管内社会体育施設の休業日及び利用時間

名称	休業日	利用時間
南丹市日吉広野球技場 南丹市日吉五ヶ荘野球場 南丹市日吉殿田運動場 南丹市日吉総合運動広場	・ 12 月 28 日から 1 月 4 日まで	・ 午前 9 時から 午後 10 時まで
南丹市日吉興風体育館 南丹市日吉総合運動広場テニスコート 南丹市日吉ユースホール 南丹市日吉野外ステージ	・ 月曜日 ・ 12 月 28 日から 1 月 4 日まで	・ 午前 9 時から 午後 10 時まで
南丹市日吉はーとびあ体育館	・ 火曜日 ・ 12 月 28 日から 1 月 4 日まで	・ 午前 9 時から 午後 10 時まで
南丹市日吉アーチェリー射場	・ 12 月 28 日から 1 月 4 日まで	・ 午前 9 時から 午後 10 時まで

※この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日をいう。

日吉管内社会体育施設及び学校体育施設について

日吉管内社会体育施設利用料（令和元年10月1日以降）

(1) 日吉広野球技場（1時間当たり）

（単位：円）

区分	市内	市外
運動場	330	660

(2) 日吉五ヶ荘野球場（1時間当たり）

（単位：円）

区分	市内	市外
野球場	330	660

(3) 日吉殿田運動場（1時間当たり）

（単位：円）

区分	市内	市外
運動場	330	660
夜間照明施設（運動場使用料を含む）	2,200	4,400

(4) 日吉総合運動広場（1時間当たり）

（単位：円）

区分	市内	市外
運動場	550	1,100
テニスコート（1面）	550	1,100
夜間照明施設	550	1,100

(5) 日吉興風体育館（1時間当たり）

（単位：円）

区分	市内	市外
体育館	440	880

(6) 日吉アーチェリー射場（1時間当たり）

（単位：円）

区分	市内	市外
アーチェリー射場	330	660

(7) 日吉ユースホール（1時間当たり）

（単位：円）

区分	市内	市外
体育館	440	880
会議室		110

日吉管内社会体育施設及び学校体育施設について

(8)日吉野外ステージ

(単位:円)

区分	半日	1日
野外ステージ	3,300	6,600
音響備品		1,100
照明備品		1,100

(9)日吉はーとぴあ体育館(1時間当たり)

(単位:円)

区分	市内	市外
体育館	440	880

日吉管内学校体育施設一覧

名称	位置
殿田中学校体育館・運動場・夜間照明施設	南丹市日吉町殿田大貝 30
殿田小学校体育館・運動場	南丹市日吉町殿田大貝 25 番地外
胡麻郷小学校体育館・運動場	南丹市日吉町胡麻中野辺谷 3 番地の 3 外

日吉管内学校施設使用料(令和元年10月1日以降)

(1)殿田中学校体育館使用料

(単位:円)

体育館(半面につき)	1時間当たり	220
------------	--------	-----

(2)殿田小学校・胡麻郷小学校体育館使用料

(単位:円)

体育館	1時間当たり	220
-----	--------	-----

(3)殿田中学校夜間照明施設

(単位:円)

運動場夜間照明施設	1時間当たり	1,100
-----------	--------	-------

日吉管内学校体育施設の開放日及び開放時間

殿田中学校・殿田小学校・胡麻郷小学校

施設	開放日	開放時間
運動場	日曜日、土曜日、祝日及び長期休業日	午前8時～午後10時
	上記以外の日	午後5時～午後10時
体育館	日曜日、土曜日、祝日及び長期休業日	午前8時～午後10時
	上記以外の日	午後5時～午後10時

注 12月25日から1月7日までは開放しない。